

東久留米市第4次男女平等推進プラン

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

概 要 版

令和5年2月
東久留米市



1 計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

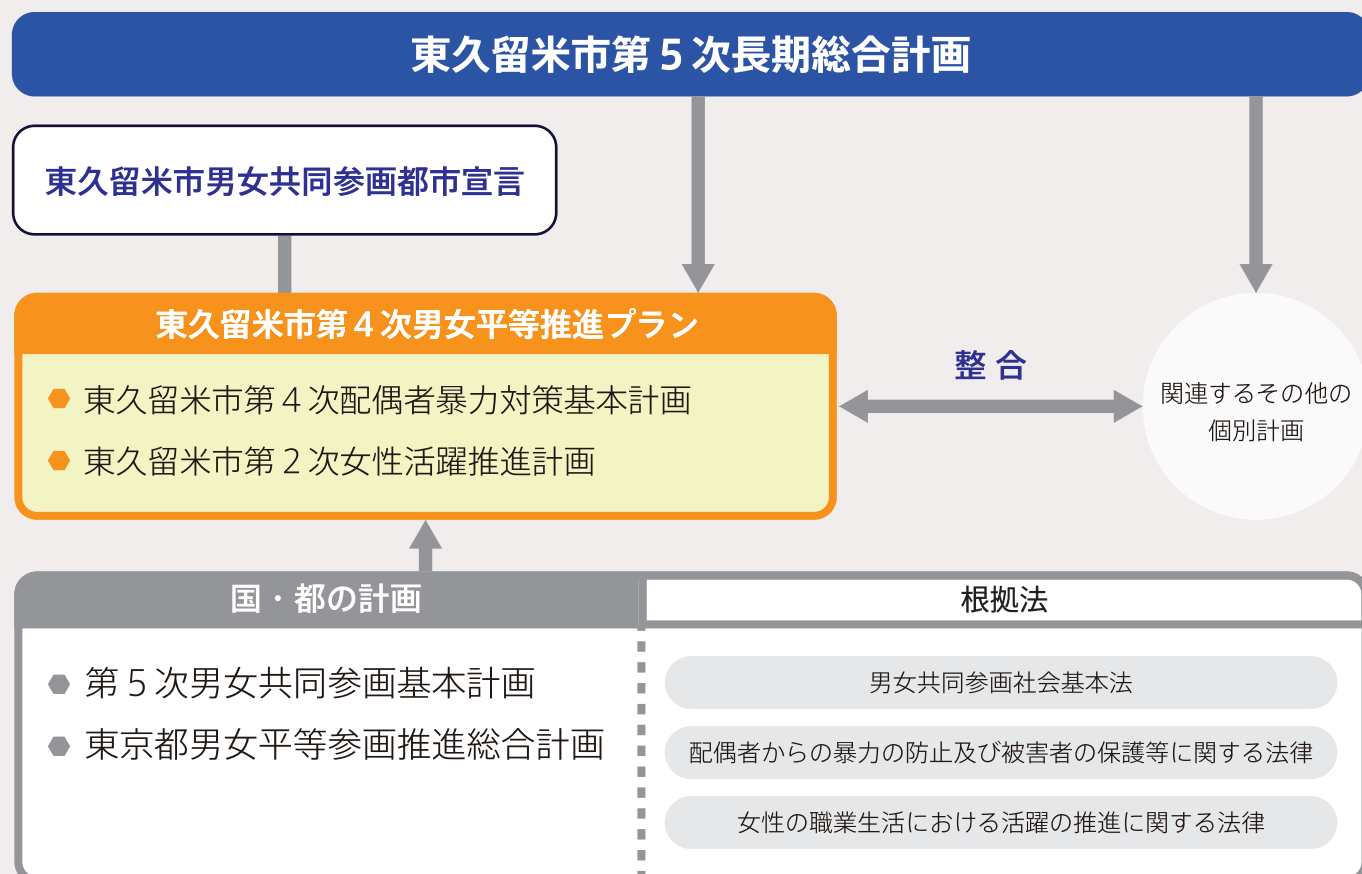
男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

このたび、「東久留米市第3次男女平等推進プラン」が期間満了を迎えるため、さらなる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「東久留米市第4次男女平等推進プラン」を策定します。

(2) 計画の概要

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、市が男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。また、計画の一部は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「東久留米市第4次配偶者暴力対策基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「東久留米市第2次女性活躍推進計画」として位置付けます。

計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。



(3) 計画の背景

SDGsにおける男女平等・男女共同参画

SDGs (持続可能な開発目標) とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。平成 27(2015) 年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されました。令和 12(2030) 年を達成期限として 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文には、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女の子のエンパワメントを達成することを目指す」とあり、ジェンダー平等の実現は、SDGs 全体の目標でもあるとしています。また、17 の目標の中の 1 つとして、「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。さらに、「ジェンダー平等の実現と女性・女の子のエンパワメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、「新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」とされています (2030 アジェンダ、パラ 20)。

令和 3 (2021) 年に策定した「東久留米市第 5 次長期総合計画 基本構想・基本計画」では、まちの将来像を実現するために 5 つの「基本目標」を定め、目標を達成するための諸施策を「基本的な施策」として展開するとしています。これら諸施策を実現することは、SDGs の達成に向けた取組の推進に資するものと考えているとされており、「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」もこれに位置付けられています。

また、本計画が「東久留米市第 5 次長期総合計画」の基本目標の達成の一助になるとの認識のもと、取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の考え方

基本理念

互いの人権を尊重し、個性と能力をいかし、ともに参画するまち 東久留米

目標

施策の方向

I

ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進

※東久留米市
第2次女性活躍推進計画

1

ワーク・ライフ・バランスの推進

2

市内事業所及び市役所における女性活躍推進

3

両立支援のための子育て・介護の環境整備

4

女性の就労・起業等とキャリア形成への支援

II

あらゆる分野における
男女共同参画の推進

1

男女共同参画意識の向上

2

地域のリーダーとなる女性の育成と防災分野における
男女共同参画・女性活躍の推進

3

男性の家庭生活や地域活動への参画促進

III

安心・安全な
暮らしの実現

1

配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援

※東久留米市第4次配偶者暴力対策基本計画

2

女性や子どもに対するあらゆる暴力の防止と根絶

3

困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援

4

生涯にわたる健康支援

IV

男女共同参画社会の実
現に向けた推進体制の
整備・強化

1

男女平等推進センターの機能強化と情報発信の充実

2

庁内推進体制の強化と関係機関等との連携強化

施策

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発、情報提供
- 2 多様で柔軟な働き方の促進
- 3 市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの促進

- 1 女性活躍推進に向けた意識啓発、情報提供
- 2 働きやすい職場環境の整備、支援
- 3 市役所における女性管理職の登用促進

- 1 子育て世代への支援
- 2 家族介護者への支援

- 1 女性の就労・再就職、キャリア形成への支援
- 2 女性の起業と事業継続への支援

- 1 地域・家庭における男女共同参画の推進
- 2 学校等における男女共同参画の推進

- 1 地域における女性リーダーの育成
- 2 防災分野における男女共同参画・女性活躍の推進

- 1 男性の家事・育児・介護・地域活動への参加促進
- 2 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

- 1 暴力の未然防止と早期発見のための取組強化
- 2 相談窓口の周知と相談体制の充実
- 3 被害者の安全確保と自立支援

- 1 性暴力等あらゆる暴力の防止と根絶
- 2 ハラスメントの防止と根絶

- 1 生活上の様々な困難を抱える女性等への支援
- 2 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識啓発

- 1 生涯にわたる健康支援
- 2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進

- 1 男女平等推進センターの機能強化
- 2 情報発信の充実

- 1 男女共同参画の視点を持った組織づくり
- 2 国、東京都、その他の関係機関との連携強化
- 3 推進体制の整備・強化

3 施策の展開

目標

I ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、職場における多様で柔軟な働き方の促進が求められています。働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等のバランスのとれた豊かな生活を送ることができるよう、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進や、男性の働き方改革に向けた取組を進めることが重要です。個人が個性と能力を最大限に発揮でき、男女がともに働きやすい職場環境のもと、仕事と生活における男女平等の実現を目指します。

また、人生 100 年時代を迎え、日本の女性の半分以上が 90 歳まで生きると言われる今、働きたいと思う女性が個性や能力に応じたキャリア形成ができるよう、より一層の支援が求められています。女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、市内事業所における女性の活躍を応援するとともに、市役所における女性活躍を率先して進めます。

【指標】 ※ は、国の目標を達成している指標

項目名	現状値	目標値	第 5 次男女共同参画基本計画 で示されている目標値※
職場における男女の地位が平等になっていると 答えた人の割合	22.3%	30%	—
市役所の各役職段階に占める女性の割合			
• 本庁係長相当職	21.1%	30%	40%
• 本庁課長補佐相当職	27.3%	33%	33%
• 本庁課長相当職	8.6%	17%	22%
• 本庁部局長・次長相当職	9.1%	14%	14%
市役所における男性の育児休業取得率	77.8%	30%	30%
市役所における年次有給休暇取得率	38.4%	70%	70%

※第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)

目標

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、学校、地域、家庭において推進していくことが重要です。

また、市民一人ひとりが固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行に気づき、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を生じさせないための取組や、男性の家事・育児・介護への参画を促進するための取組が求められています。

さらに、地域活動や防災分野における、様々な課題やニーズを地域の力で解決していくためには、政策形成及び意思決定過程における女性の参画を拡大していく必要があります。地域の中心的役割を担える女性リーダーを育成するとともに、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

【指標】 ※  は、国の目標を達成している指標

項目名	現状値	目標値	第5次男女共同参画基本計画 で示されている目標値※
社会全体における男女の地位が平等になっていると答えた人の割合	7.4%	15%	50%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人（反対である、どちらかと言えば反対である）の割合	50.8%	65%	—
自治会長に占める女性の割合	22.7%	30%	10%
防災会議の委員に占める女性の割合	18.1%	30%	30%
消防団員に占める女性の割合	0.0%	5%	5%
「地域活動に参加したことがない」と回答した人の割合	26.0%	20%	—

※第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）

目標

Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

差別や暴力のない、安心で安全な暮らしの確保は、すべての生活の基本となるものです。

特に、DVやハラスメント、性暴力等は重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、生活上の様々な困難を抱える女性等が増加する中、暴力の未然防止と早期発見のための取組、相談体制の充実、自立のための支援等が求められています。その前提として、すべての人が互いの個性や多様な生き方を認め、人権を尊重し合える社会を実現する必要があります。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、生涯にわたって、誰もがいきいきと充実した生活が送れるよう、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを推進します。

【指標】

項目名	現状値	目標値	第5次男女共同参画基本計画 で示されている目標値※
DVについて「どこに相談してよいかわからない」と回答した女性の割合	5.4%	3%	—
DVについて「相談はしていない」と回答した女性の割合	57.1%	45%	—
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率			
• 子宮頸がん	11.0%	50%	50%
• 乳がん	17.4%	50%	50%
「性的マイノリティ」という言葉を知っていると回答した人の割合	85.5%	90%	—

※第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）

目標

IV 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

地域社会において男女共同参画を推進する上で、市の果たす役割は大きく、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

しかし、男女共同参画社会の形成は、市だけでは解決できない課題でもあるため、市民や関係団体、事業者と一体となって取組を進めることが重要です。

男女平等推進センターの機能強化や多様な媒体による情報発信を行うとともに、庁内の推進体制の強化を図り、国や東京都、その他の関係機関との連携により、市全体で男女共同参画社会の実現を目指します。

【指標】

項目名	現状値	目標値	第5次男女共同参画基本計画 で示されている目標値※
市の男女共同参画に関する言葉や取組の認識			
• 男女共同参画都市宣言	43.3%	50%	—
• 男女平等推進プラン	20.2%	40%	—
• 男女平等推進センター	35.0%	50%	—
• 男女共同参画情報誌	22.2%	40%	—
審議会等委員に占める女性の割合	37.3%	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下

※第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）

男女平等推進センターは、女性に寄り添った相談対応や男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、地域における女性リーダーの育成や男女共同参画・女性活躍のための意識改革・人材ネットワークの拠点として、市の男女共同参画を推進するための施設です。



市HP男女平等推進センターページ →

所在地	〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所2階
電話	042-472-0061
FAX	042-472-1131
メール	fifty2@city.higashikurume.lg.jp
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始

講座開催

男女共同参画に関するさまざまな講座や展示などを行っています。
開催時期等については、広報ひがしくるめ・市ホームページでお知らせします。



情報提供

東京都・他市の講座やイベント、相談先などの情報を提供しています。

つながるカフェ

ひきこもりなどの生きづらさを抱えている女性向けの交流の場です。お気軽にお問合せ・ご参加ください。

女性弁護士による法律相談・女性の悩みごと相談【相談無料・秘密厳守】

女性弁護士・フェミニストカウンセラーが相談に応じます。
詳しくは男女平等推進センターにお問い合わせください。

男女共同参画情報誌「ときめき」

市民公募の編集委員6人が企画編集しています。性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会づくりについて、共に考え、情報を発信することを目的に、年2回(9月末・3月末)発行しています。



図書コーナー／交流スペース

どなたでも利用できます。
本の貸出しも行っています。



東久留米市男女共同参画都市宣言

わたしたちは

生まれたときから平等です

性別に関係なく

年齢に関係なく

わたしたちは

互いに人権を尊重し 責任を分かちあいます

家庭でも

学校でも

職場でも

地域でも

わたしたちは

さまざまな分野に参画して

個性と能力をいかし

一人ひとりが輝く

差別のない社会をきずきます

わたしたちは

水と緑に恵まれた このまちを受けつぎ

地球の環境をまもり 平和の輪をひろげて

男女がいきいきと暮らす社会をつくります

2000（平成12）年10月1日

